

みやぎ企業立地奨励金交付要綱

(令和 7 年 4 月 1 日改正版)

みやぎ企業立地奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の拡大を図り、もって、県民生活の安定と向上に資するため、県内に工場等を新設、増設又は大規模増設する企業等に対し、予算の範囲内においてみやぎ企業立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業に係る工場又は本社等であつて、次に掲げるものを除く。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条又は第14条の規定による許可が必要な業（同法の適用において処理業の許可を要しないこととされている専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を含む。）を併せて行うもの

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第37条の規定により廃棄物処理法の特例の適用を受ける業を併せて行うもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第49条の規定により廃棄物処理法の特例の適用を受ける者が同条に規定する業を併せて行うもの

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条の規定により廃棄物処理法の特例の適用を受ける者が同条に規定する業を併せて行うもの

(2) 本社等 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 事務所であつて、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

(ア) 調査及び企画部門

(イ) 情報処理部門

(ウ) 研究開発部門

(エ) 国際事業部門

(オ) 情報サービス事業部門

(カ) その他管理業務部門

イ 研究所

ウ 研修所

(3) 投下固定資産額 工場等の立地のために取得又は賃借した当該工場等を構成する固定資産又は償却資産において、次に掲げる金額を合計した金額をいう。

ア 本要綱第4本文の規定に基づき奨励金対象工場等指定申請書（様式第1号）を知事に提出した日又は同ただし書の規定に基づき既存建物を取得し又は賃貸借した日の属する月から操業開始日の属する年の年末までの間に取得した固定資産（土地を除く。）又は償却資産で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額

イ 本要綱第4本文の規定に基づき奨励金対象工場等指定申請書（様式第1号）を知事に提出した日又は同ただし書の規定に基づき既存建物を取得し又は賃貸借した日の属する月から操業開始日の属する月までの間に、賃借した固定資産（土地については建物と一体で賃借される場合に限る。）又は償却資産に係る賃借料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。）の年額の3分の1

（4） 新規雇用者 次に掲げるすべての要件に該当する者をいう。

ア 本要綱第4の規定による申請の日の属する月から操業開始日の属する月までの間に、工場等の設置に伴い新たに雇用された県内に住所を有する常時雇用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。）又は工場等の設置に伴う転勤等により新たに県内に住所を有することとなった常時雇用者であること。

イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者のうち雇用期間の定めのない者（同一の事業所に雇用される通常の労働者と比較し、常時短時間勤務の者は除く。）であること。

ウ 労働基準法第89条の規定により就業規則を作成している場合においては、その対象となる者であること。（特に、同法第39条の年次有給休暇及び第65条の産前産後に係る休業並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条の育児休業及び第11条の介護休業の対象であること。）

（5） 新設 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内に工場等を有しない者が県内に新たに工場等を設置すること。

イ 県内に工場等を有する者が、当該工場等が所在する市町村と異なる県内市町村に新たに工場等を設置すること。

（6） 増設 既に県内に工場等を有する者が、当該工場等について面積の拡張をすること又は既存工場等が所在する市町村と同一の市町村に新たに工場等を設置し、面積の拡張をすること。

（7） 大規模増設 増設のうち、その面積の拡張が既存工場等の延べ面積以上又は3,000㎡以上であるもの。

（8） 移転 県内に有する工場等を廃止し、廃止した工場等が所在する市町村と異なる県内市町村に新たに工場等を設けること。ただし、新たに設置する工場等の延べ面積が廃止する工場等の延べ面積の2倍以上の場合は大規模増設として扱うこととし、新たに設置する工場等の延べ面積が廃止する工場等の延べ面積を超える場合は増設として扱うこととする。

- (9) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条及び第3条に基づく過疎地域（16市町26地域）

石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町、旧桃生町の区域に限る。）、
気仙沼市、登米市（旧登米町、旧東和町、旧米山町、旧石越町、旧津山町の区域に限る。）、栗原市、東松島市（旧鳴瀬町の区域に限る。）、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の区域に限る。）、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大郷町、加美町、涌谷町、美里町（旧南郷町の区域に限る。）、南三陸町

（奨励金の交付対象工場等）

第3 奨励金の交付の対象となる工場等は、次に掲げる要件を備える工場等（以下「奨励金対象工場等」という。）であって、知事が指定したものとする。

- (1) 投下固定資産額が1億円以上（本社等（製造業に限る。）を新設する場合は1千万円以上）であること。
- (2) 操業開始日の属する月の末日において新規雇用者が3人以上（本社等（製造業に限る。）を新設する場合にあっては、5人以上）であること。
- (3) 環境の保全に関し、必要な対策がとられていること。
- (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条及び第7条に基づく届出が必要な工場等にあっては、同法第4条第1項に規定する準則に適合していること。
- (5) 申請者が自ら従業員を雇用し、工場等を運営していること。

（奨励金対象工場等の指定の申請）

第4 第3の奨励金対象工場等の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工場等の設置工事等に着手する予定日の30日前までに、次に掲げる書類を添えて、奨励金対象工場等指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、既存建物を奨励金対象工場等として取得する場合又は賃貸借する場合は、売買契約締結日又は賃貸借契約締結日から30日以内、かつ、改修工事の着手前に申請しなければならない。ただし、申請に当たり、株式の大部分を所有する企業又は連結決算を行う企業等、密接な関係があると認められる企業に限り、第3に定められた要件を満たす場合には、当該企業の連名により2者以上で申請することができるものとする。

- (1) 企業の概要を明らかにする書類
- (2) 工場等の設置計画に関する書類
- (3) 設置する工場等の位置図及び平面図
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 就業規則の写し
- (6) 直近3年分の事業報告書及び決算書
- (7) 工場立地法に基づく特定工場届出が必要な場合は、その受理通知書の写し
- (8) 公害関係法令届出対象施設チェックリスト
- (9) 環境関連法令及び公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に係る届出を既に行っている場合は、その受理書の写し（公害防止協定の締結及び運用に関する指針（平成15年4月1日施行）に定める協定書を締結する事業者又は確認書を取

り交わす事業者及び宮城県事業活動における環境配慮推進ガイドラインに基づく宮城県環境配慮推進基本協定書を締結する事業者にあつては、当該協定書又は確認書の写しを含む。)

(10) 工事請負契約等を既に締結している場合は、当該契約書の写し

(奨励金対象工場等の指定等)

第5 知事は、第4の奨励金対象工場等指定申請書の提出を受けたときは、その指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、第3各号の要件を満たす場合であっても、予算の状況等の理由により奨励金対象工場等の指定を行わないことがある。

2 前項の通知は、奨励金対象工場等指定通知書(様式第2号)によって行うものとし、知事は、指定に当たり条件を付することができるものとする。

3 第1項の規定による奨励金対象工場等の指定を受けた者が、当該指定を辞退しようとする場合は、奨励金対象工場等指定辞退届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

4 第1項の規定による奨励金対象工場等の指定後、指定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、知事は、必要な報告を求め、当該奨励金対象工場等の指定を取り消すことがある。

(1) 虚偽の方法により奨励金対象工場等の指定を受けた場合

(2) 第2項の規定により知事が付した条件に違反した場合

(3) 第1項の指定の通知を受けた日から1年以内に工場等の設置工事等に着手しなかった場合

(4) 奨励金対象工場等の完成の日から1年以内に奨励金の交付の対象となる事業に着手しなかった場合

(奨励金対象工場等の変更)

第6 第4の規定による奨励金対象工場等指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に登記事項や計画内容等に重要な変更があった場合は、当該変更のあった日から30日以内に、登記事項証明書等の変更内容を証する書類を添えて、奨励金対象工場等変更届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(奨励金対象工場等の承継)

第7 第4の規定による奨励金対象工場等指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に、合併、譲渡、相続その他の事由により奨励金対象工場等に係る事業を他者に承継した場合は、当該事業を承継した日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、奨励金対象工場等承継届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第8 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金対象工場等の操業開始日から60日以内に、次に掲げる書類を添えて、操業開始届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第7号）
- (2) 新規雇用者数を証する書類
- (3) 公害関係法令届出対象施設チェックリスト
- (4) 環境関連法令及び公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に係る届出が必要な場合は、その受理書の写し（ただし、公害防止協定の締結及び運用に関する指針（平成15年4月1日施行）に定める協定書を締結する事業者又は確認書を取り交わす事業者及び宮城県事業活動における環境配慮推進ガイドラインに基づく宮城県環境配慮推進基本協定書を締結する事業者にあつては当該協定書又は確認書の写し）（指定申請時に未提出の場合に限る。）
- (5) 工事請負契約等の写し（指定申請時に未提出の場合に限る。）

2 奨励金の交付を受けようとする者は、第4の規定により提出した奨励金対象工場等指定申請書に記載した操業開始予定日が30日以上遅れることが明らかとなったときは、操業開始予定日の30日前までに操業開始予定日変更届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（奨励金の交付額）

第9 奨励金の交付額は、別表1の区分に従い、投下固定資産額にそれぞれ同表の奨励金交付率を乗じて得た額とし、同表の右欄に掲げる交付限度額を限度とする。

2 一の工場等の立地に関し一会計年度において交付決定を行う額は5億円を限度とし、予算の状況に応じて、複数年に分割して交付決定を行うことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けようとする者が、奨励金の交付対象となる投下固定資産等を対象として県から奨励金以外の補助金等の交付を受ける場合は、奨励金の交付額から当該補助金等の額を減じて得た額を交付するものとする。

（他の補助事業等との併用の禁止）

第10 奨励金の交付対象となる投下固定資産等を対象として、国や他の公共団体等から補助率1／2を超える補助を受けようとする者は、奨励金の指定の申請をすることができない。

（奨励金の交付の申請）

第11 奨励金の交付を受けようとする者は、新設、増設又は大規模増設した奨励金対象工場等の操業を開始した年の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間（第9第2項に基づき複数年に分割して交付を受ける者に係る2回目以降の交付については、当該交付を受ける会計年度中）において知事が指定した期日までに、次に掲げる書類を添えて、みやぎ企業立地奨励金交付申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）

(2) 投下固定資産額を証する書類

- 2 前項のみやぎ企業立地奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(奨励金の交付の決定)

第12 知事は、前条の規定による奨励金の交付の申請があったときは、奨励金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(奨励金の交付)

第13 奨励金は、奨励金対象工場等が操業を開始した年の翌年の4月1日以降に交付するものとする。

(奨励金の返還)

第14 規則第6条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、必要な報告を求め、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けた場合

(2) 第5第2項の規定により知事が付した条件に違反した場合

(3) 当該奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過する日までの間に、交付の決定の対象となった工場等の操業を中止、廃止又は縮小した場合

- 2 前項第3号による奨励金の返還金額は、奨励金の交付額から奨励金対象工場等の操業日数に基づく操業貢献額及び県税納付額を減じた額とする。

(端数計算)

第15 第9から第13までの規定による奨励金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(書類の提出等)

第16 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とし、それぞれ経済商工観光部産業立地推進課長に提出するものとする。

- 2 知事は、第4の奨励金対象工場等指定申請書の提出があったときは、その内容について、奨励金対象工場等の立地を計画する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

(雑則)

第17 この要綱の施行に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日から令和10年3

月 31 日までに建設工事着手する奨励金対象工場等に適用する。

- 2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に奨励金対象工場等の建設工事に着手する当該工場等に係る奨励金にあっては、第 4 第 1 項の「工場等の設置工事に着手する日の 30 日前」を「施行日から 30 日を経過する日」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 に定める別表 1 については、平成 22 年 4 月 1 日以降の奨励金対象工場等の建設工事に着手する同工場等の奨励金に適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。
- 3 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの間に奨励金対象工場等の建設工事に着手する当該工場等に係る奨励金にあっては、第 4 第 1 項の「工場等の設置工事に着手する日の 30 日前」を「施行日から 30 日を経過する日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 に定める別表 1 については、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に奨励金対象工場等の建設工事等に着手する当該工場等に係る奨励金にあっては、第 4 第 1 項の「工場等の設置工事等に着手する日の 30 日前」を「施行日から 91 日を経過する日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 に定める別表 1 については、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4、第 5 については、平成 24 年 1 月 1 日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。
- 3 第 8、第 10 については、平成 24 年 1 月 1 日以降に操業開始の届出のあったものに適用する。

また、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に操業開始の届出のあったものは、第 8 に定める (1) から (4) の書類を平成 24 年 5 月 31 日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 に定める別表 1 については、平成 24 年 4 月 1 日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。
- 3 本社立地奨励金及び新規雇用奨励金は平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止し、同日前

にされる当該指定申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 第9の3については、平成24年11月1日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第9の3については、平成25年4月1日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第9に定める別表1については、平成26年4月1日以降に指定申請のあったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。ただし、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに指定申請のあった内陸部の工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）にあっては、「奨励金交付率」欄に2を乗じて得た率とし、「奨励金交付限度額」欄の「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第9に定める別表1については、平成28年4月1日以降に指定の申請があったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに指定申請のあった内陸部の工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）にあっては、「奨励金交付率」欄に2を乗じて得た率とし、「奨励金交付限度額」欄の「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第9に定める別表1については、平成30年4月1日以降に指定の申請があったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに指定申請のあった内陸部の工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）にあっては、「奨励金交付率」欄に2を乗じて得た率とし、「奨励金交付限度額」欄の「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9に定める別表1については、平成31年4月1日以降に指定の申請があったも

のに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。ただし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに指定申請のあった内陸部の工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）にあっては、「奨励金交付率」欄に2を乗じて得た率とし、「奨励金交付限度額」欄の「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 改正後のみやぎ企業立地奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2（3）の規定は、平成31年3月1日から適用する。
- 3 新要綱別表1は、令和元年5月1日以降に指定の申請があったものについて適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。この場合において、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に指定の申請のあった内陸部の工場等（製造業に係るものに限る。）に係る奨励金等の交付率については、同表の規定にかかわらず、奨励金交付率を同表奨励金交付率の欄に掲げる率に2を乗じて得た率とし、奨励金交付限度額の欄中「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第9に定める別表1については、令和2年4月1日以降に指定の申請があったものに適用し、同日前にされる当該指定申請については、なお従前の例による。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに指定申請のあった津波補助金重点地域外かつ、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の採択事業でない工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）にあっては、「奨励金交付率」欄に2を乗じて得た率とし、「奨励金交付限度額」欄の「40億円」とあるのは「60億円」と、「7億円」とあるのは「10億円」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9第1項の規定及び別表1については、令和3年4月1日以降になされた指定の申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9第1項の規定及び別表1については、令和4年4月1日以降になされた指定の申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2第5号から第8号の規定並びに第9第1項の規定及び別表1については、令和5年4月1日以降になされた指定の申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 第 1 項の規定及び別表 1 については、令和 7 年 4 月 1 日以降になされた指定の申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

別表 1（第 9 関係）

1 工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を新設する場合

区 分	奨励金交付率	奨励金 交付限度額
① 投下固定資産額が 1 0 0 億円以上であり、 かつ、新規雇用者数が 2 1 0 人以上のもの	10%	40億円
② 投下固定資産額が 5 0 億円以上であり、 かつ、新規雇用者数が 7 0 人以上のもの	10%	20億円
③ 投下固定資産額が 2 0 億円以上であり、 かつ、新規雇用者数が 5 0 人以上のもの	7%	7億円
④ 投下固定資産額が 1 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 2 0 人以上のもの	5%	5億円
⑤ 投下固定資産額が 1 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 3 人以上のもの	3%	3億円

注 1 本社機能加算（2 %加算）

地域再生法第 1 7 条の 2 第 3 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等の整備を伴う場合（令和 8 年 3 月 3 1 日までに指定申請がなされ、かつ県内に新たに整備する場合に限る）

注 2 過疎地域加算（2 %加算）

過疎地域に工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を新設する場合

2 工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を増設する場合

区 分	奨励金交付率	奨励金 交付限度額
① 投下固定資産額が 5 0 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 7 0 人以上のもの	5%	5億円
② 投下固定資産額が 2 0 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 5 0 人以上のもの	3. 5%	3億円
③ 投下固定資産額が 1 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 2 0 人以上のもの	2. 5%	2億円
④ 投下固定資産額が 1 億円以上であり、か つ、新規雇用者数が 3 人以上のもの	1. 5%	1億円

注 3 本社機能加算（2 %加算）

地域再生法第 1 7 条の 2 第 3 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等の整備を伴う場合（令和 8 年 3 月 3 1 日までに指定申請がなされ、かつ県内に新たに整備する場合に限る）

注 4 過疎地域加算（2 %加算）

過疎地域に工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を増設する場合

3 工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を大規模増設する場合

区 分	奨励金交付率	奨励金 交付限度額
① 投下固定資産額が100億円以上であり、かつ、新規雇用者数が210人以上のもの	10%	20億円
② 投下固定資産額が50億円以上であり、かつ、新規雇用者数が70人以上のもの	10%	10億円
③ 投下固定資産額が20億円以上であり、かつ、新規雇用者数が50人以上のもの	7%	3.5億円
④ 投下固定資産額が1億円以上であり、かつ、新規雇用者数が20人以上のもの	5%	2.5億円
⑤ 投下固定資産額が1億円以上であり、かつ、新規雇用者数が3人以上のもの	3%	1.5億円

注5 本社機能加算（2％加算）

地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等の整備を伴う場合（令和8年3月31日までに指定申請がなされ、かつ県内に新たに整備する場合に限る）

注6 過疎地域加算（2％加算）

過疎地域に工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る。）を大規模増設する場合

4 本社等（製造業に限る。）を新設、増設又は大規模増設する場合

区 分	奨励金交付率	奨励金 交付限度額
投下固定資産額が1千万円以上であり、かつ、新規雇用者数が5人以上のもの	5%	1億円

注7 地域再生法第17条の2第3項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等を整備する場合（令和8年3月31日までに指定申請がなされたものに限る）。ただし、1、2又は3に該当する場合を除く。